

# 令和3年度 自己点検シート

(介護報酬編)

(介護療養型医療施設)

事業所番号： 33

事業所名：

点検年月日： 令和 年 月 日( )

点検担当者：

303 介護療養施設サービス

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈P
<input type="checkbox"/>	施設等の区分・人員配置区分	別紙13-3・別紙13-3付表、別紙13-4により、毎月区分の基準に適合するか確認している。	<input type="checkbox"/> 確認している	勤務表等 入院患者一覧表 診療録 給付費請求明細書等 ターミナルケア計画書又はサービス提供の記録 リハビリテーション実施計画 地域貢献活動に係る実施記録	青1058
<input type="checkbox"/>	夜勤勤務条件基準	指定介護療養施設サービスを行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）における夜勤を行う看護又は介護職員の数、当該療養病棟の利用者の数及び入院患者の数の合計に対して30：1以上であり、かつ、2以上 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が1以上 療養病棟における夜勤を行う看護又は介護職員の1人当たりの月平均夜勤時間数が64時間以下 暦月において夜勤時間帯（午後10時から翌日午前5時までの時間を含めた連続する16時間）に、夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続している。 暦月において夜勤時間帯に夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が4日以上ある。 ユニット型：2のユニットごとに看護又は介護職員の数が1以上	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 適合している	勤務表等	青884、1062 緑786
<input type="checkbox"/>	ユニットケア減算	ユニット型介護療養施設サービス費を算定している。 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護又は看護職員を配置している。 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置している。 算定要件を満たさない状況が生じた場合に、その翌々月から要件を満たさない状況が解消されるに至った月まで、入院患者全員について減算している。	<input type="checkbox"/> 算定している <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> 該当していない	勤務表等	青1068 緑708
<input type="checkbox"/>	身体拘束廃止未実施減算	(1)身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している。 (2)身体的拘束等の適正化のための対策検討委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図っている。 (3)身体的拘束等の適正化のための指針を整備している。 (4)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施するとともに、その内容について記録している。 (5)(1)～(4)の措置を講じていない場合に、速やかに改善計画を知事に提出している。 (6)事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を知事に報告している。 (7)事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、入院患者全員について減算している。（事実が生じた月の翌月から減算を行い、改善計画を提出し、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで減算を継続している。）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> 減算している	委員会の記録 指針 研修記録	青1068 緑695

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈P
<input type="checkbox"/>	病院療養病床療養環境減算	廊下幅1.8m（両側に居室の場合2.7m）未満（医療法施行規則第16条第1項第十一号イ）	<input type="checkbox"/> 1.8(2.7)m以上	建物の見取り図等	青1070 緑725
<input type="checkbox"/>	医師の配置基準による減算	医療法施行規則第49条適用の病院	<input type="checkbox"/> 該当している		青1070
<input type="checkbox"/>	移行計画未提出減算	令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から3月までの半期ごとに届け出ている。	<input type="checkbox"/> している	移行に係る届出(青1163)	青1070
<input type="checkbox"/>	安全管理体制未実施減算	(1)事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備している。	<input type="checkbox"/> している	安全管理に関する基準 事故報告書 委員会記録 研修記録	青1070 緑595 赤1115
		(2)事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備している。	<input type="checkbox"/> している		
		(3)事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を年定期的に実施している。	<input type="checkbox"/> している		
		(4)(1)～(3)の措置を適切に実施するための専任の担当者を置いている。	<input type="checkbox"/> 置いている		
		(5)算定要件を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から要件を満たさない状況が解消されるに至った月まで、入院患者全員について減算している。	<input type="checkbox"/> 減算している		
<input type="checkbox"/>	栄養管理に係る減算について ※R6.3.31までは適用しない	栄養士又は管理栄養士を適切に配置している。	<input type="checkbox"/> 配置している	栄養ケア・経口移行・経口維持計画書(様式例)(緑987)	青1070 緑695 赤1082、1101
		入院患者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成している。	<input type="checkbox"/> 作成している		
		計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録している。	<input type="checkbox"/> している		
		入院患者ごとの計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている		
		算定要件を満たさない事実が生じた場合に、その翌々月から要件を満たさない状況が解決されるに至った月まで、入院患者全員について減算している。	<input type="checkbox"/> 減算している		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈P
□	夜間勤務等看護（Ⅰ）	療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が入院患者等の合計数に対し、15：1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 適合している	勤務表等	青1072 緑786
		当該看護職員1人当たりの月平均夜勤時間数が72時間以下	<input type="checkbox"/> 適合している		
	夜間勤務等看護（Ⅱ）	療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が入院患者等の合計数に対し、20：1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 適合している		
		当該看護職員1人当たりの月平均夜勤時間数が72時間以下	<input type="checkbox"/> 適合している		
	夜間勤務等看護（Ⅲ）	療養病棟における夜勤を行う看護又は介護職員の数が入院患者等の合計数に対し、15：1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 適合している		
		当該看護職員の数1人以上 当該看護又は介護職員1人当たりの月平均夜勤時間数が72時間以下	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 適合している		
	夜間勤務等看護（Ⅳ）	療養病棟における夜勤を行う看護又は介護職員の数が入院患者等の合計数に対し、20：1以上であり、かつ、2以上配置	<input type="checkbox"/> 適合している		
		当該看護職員の数1人以上 当該看護又は介護職員1人当たりの月平均夜勤時間数が72時間以下	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 適合している		
□	若年性認知症患者受入加算	若年性認知症患者ごとに個別に担当者を定めている。 担当者を中心に、当該患者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供を行っている。 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 算定していない		青1072 緑656
併算定不可	外泊時費用	居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として算定している。	<input type="checkbox"/> 6日以下	診療録等	青1074
		外泊の初日及び最終日は算定できない。	<input type="checkbox"/> 算定していない		
		入院患者の外泊期間中、短期入所療養介護にベッドを活用する場合の入院患者の同意の有無	<input type="checkbox"/> あり		
	試行的退院サービス	退院が見込まれる者をその居室において試行的に退院させ、施設が居室サービスを提供している。	<input type="checkbox"/> している	診療録等	青1075
		試行的退院の初日及び最終日は算定できない。	<input type="checkbox"/> 算定していない		
		医師、薬剤師（配置されている場合に限る）、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等により、退院して、その居室において療養を継続する可能性があるかどうか検討している。	<input type="checkbox"/> している		
		入院患者又は家族に加算の趣旨を説明し、同意を得ている。	<input type="checkbox"/> 得ている		
		従業者又は居室サービス事業者等との連絡調整をした上で、施設の介護支援専門員が、試行的退院サービスに係る居室サービスの計画を作成している。	<input type="checkbox"/> している		
		試行的退院期間中、計画に基づく適切な居室サービスを提供している。	<input type="checkbox"/> している		
		1月に6日を限度として算定している。	<input type="checkbox"/> 6日以下		
	入院患者の試行的退院期間中、短期入所療養介護にベッドを活用する場合入院患者の同意の有無（試行的退所サービス費について併算定可能）	<input type="checkbox"/> あり			
	試行的退院期間が終了しても居室に退院できない場合、居室において療養できない理由等を分析し問題解決に向けた施設サービス計画の変更を行うとともに、適切な支援を行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている			

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈P
	他科受診時費用	<p>専門的な診療が必要となり、他の病院等で診療が行われた場合</p> <p>1月に4日を限度として算定している。</p> <p>他医療機関が特別の関係にない。</p> <p>他医療機関に対し、診療に必要な情報を文書で提供するとともに、診療録にその写しを添付している。</p>	<input type="checkbox"/> 該当している <input type="checkbox"/> 4日以内 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> している		青1076
	従来型個室に入院していた者の取扱い	<p>平成17年9月30日において従来型個室に入院していて、平成17年10月1日以降引き続き従来型個室に入院しているもの</p> <p>当該期間中に、特別な居室の提供を受けた事に伴う特別な室料を払っていないもの</p> <p>継続して当該従来型個室に入院していた者が、一旦、従来型個室を退院した後、再度、当該従来型個室に入院した場合は、経過措置対象外としている。</p>	<input type="checkbox"/> 該当している <input type="checkbox"/> 該当している <input type="checkbox"/> している		青1076 緑641
	従来型個室の多床室利用	<p>次のいずれかに該当する。</p> <p>(1) 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの</p> <p>(2) 入院患者1人当たりの面積が6.4㎡以下に適合する従来型個室に入院する者</p> <p>(3) 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者</p>	<input type="checkbox"/> 該当している		青1076 緑742
	初期加算	<p>入院した日から起算して30日以内の期間について算定</p> <p>過去3月間（認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅢ、Ⅳ又はMの場合は過去1月間）の間に当該施設に入院していない。</p> <p>当該施設の短期入所療養介護の利用者が日を空けることなく引き続き当該施設に入院した場合は、30日から短期入所療養介護の利用日数を控除した日数で算定している。</p> <p>算定期間中に外泊した場合、外泊を行っている間は算定していない。</p>	<input type="checkbox"/> 30日以内 <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 算定している <input type="checkbox"/> 算定していない		青1078

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈P
	退院前訪問指導加算・退院後訪問指導加算・退院時指導加算【共通】	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない。	<input type="checkbox"/> 該当していない	診療録等	青1078
		医師、看護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力して行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている		
		指導は入院患者及びその家族等のいずれにも行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている		
		指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載している。	<input type="checkbox"/> している		
	退院前訪問指導加算	入院期間が1月を超えると見込まれる者が居宅で療養を継続する場合	<input type="checkbox"/> 該当している		
		退院に先立って、在宅療養に向けた最終調整を目的として入院患者が退院後生活する居宅を訪問して入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行っている。(1回を限度。ただし、入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあっては、2回)	<input type="checkbox"/> 行っている		
		2回算定の場合、1回目の訪問指導は退院を念頭に置いた施設サービス計画の策定及び診療の方針の決定を目的としている。	<input type="checkbox"/> している		
		2回算定の場合、2回目の訪問指導は在宅療養に向けた最終調整を目的としている。 他の社会福祉施設等へ入所する場合には、入院患者の同意を得て、入所する施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている		
	退院後訪問指導加算	退院後30日以内に居宅を訪問し、入院患者及び家族等に対し療養上の指導を行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている		
		他の社会福祉施設等へ入所する場合には、入院患者の同意を得て、入所する施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている		
	退院時指導加算	入院期間が1月を超える者である。	<input type="checkbox"/> 該当している		
		退院時に入院患者及び家族等に対し退院後の療養上の指導を行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている		
退院時情報提供加算	入院期間が1月を超える者である。	<input type="checkbox"/> 該当	診療状況を示す文書(老健様式参照)青本1029 別紙様式2	青1078	
	入院患者の退院後の主治の医師に対して、入院患者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて紹介を行うとともに、交付した文書の写しを診療録に添付している。	<input type="checkbox"/> 満たす			
	交付した文書に入院患者の諸検査の結果、日常生活動作能力、心理状態などの心身機能の状態、薬歴、退所後の治療計画等を示す書類を添付している。	<input type="checkbox"/> している			
	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない 他の社会福祉施設等に入所する場合、入院患者の同意を得て、施設等に対して診療状況を示す文書を添えて処遇に必要な情報を提供している。	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> している			
退院前連携加算	入院期間が1月を超える者である。	<input type="checkbox"/> 該当している	指導記録等	青1078	
	退院に先だって入院患者が希望する居宅介護支援事業者に対し、入院患者の同意を得て診療状況を示す文書により居宅サービスに必要な情報提供をし、かつ、居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている			
	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない。	<input type="checkbox"/> 該当していない			
	医師、看護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力して行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている			
	連携を行った日及び連携の内容に関する記録を行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている			



届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈P
	訪問看護指示加算	入院患者の退院時に施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合に限る。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の利用が必要であると認めた場合	<input type="checkbox"/> 該当している	訪問看護指示書（様式あり） 診療録等	青1078
		当該入院患者の同意を得て訪問看護指示書（指示期間の記載がない場合は、その指示期間は1月とみなす。）を交付している。	<input type="checkbox"/> している		
		訪問看護指示書は、診療に基づき速やかに作成・交付している。	<input type="checkbox"/> している		
		指示書の写しを診療録等に添付している。	<input type="checkbox"/> している		
	低栄養リスク改善加算	栄養管理に係る減算がされていない。	<input type="checkbox"/> 算定していない		青1082 緑695,987
		定員、人員基準に適合している。（看護師比率に係る部分等を除く。）	<input type="checkbox"/> 適合している		
		経口移行加算若しくは経口維持加算を算定していない入院患者である。	<input type="checkbox"/> 該当している		
		入院時の低栄養リスクが「高」の入院患者である。	<input type="checkbox"/> 該当している		
		新規入院時又は再入院時のみ算定している。	<input type="checkbox"/> 算定している		
		月1回以上、多職種が共同して入院患者の栄養管理をするための会議を行い、低栄養状態を改善等を行うための栄養管理方法を示した栄養ケア計画を作成するとともに、入院患者又は家族に説明し、同意を得ている。	<input type="checkbox"/> 得ている		
		計画に基づき、管理栄養士等は対象となる入院患者に対し食事の観察を週5回以上行い、当該入院患者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事・栄養調整等を行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている		
		当該入院患者又はその家族の求めに応じ、栄養管理の進捗の説明や栄養食事相談等を適宜行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている		
	経口移行加算	入院患者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して6か月以内の期間に限るものとし、それを超えた場合、原則として算定しない。	<input type="checkbox"/> 算定していない	栄養ケア・経口移行・経口維持計画書（様式例）（緑987）	青1084 緑682,987
		定員、人員基準に適合している。（看護師比率に係る部分等を除く。）	<input type="checkbox"/> 適合している		
		現に経管により食事を摂取している入院患者であって、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であるとして、医師の指示を受けた者である。	<input type="checkbox"/> 該当している		
		医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している。	<input type="checkbox"/> している		
		計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援を行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている		
		計画を入院患者又は家族に説明し、同意を得ている。	<input type="checkbox"/> 得ている		
		入院患者又は家族の同意を得た日から起算して180日以内の算定である。	<input type="checkbox"/> 180日以内		
		180日を超えて実施する場合の医師の指示の有無	<input type="checkbox"/> あり		
		180日を超えて実施する場合の医師の指示をおおむね2週間ごとに受けている。	<input type="checkbox"/> 受けている		
		誤嚥性肺炎防止のための確認（青1085②イ～ニ）をしている。	<input type="checkbox"/> している		
入院患者の口腔の状態により歯科医療が必要と想定される場合、介護支援専門員を通じ主治の歯科医師へ情報提供するなど適切な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> 講じている				
栄養管理に係る減算がされていない。	<input type="checkbox"/> 算定していない				

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈P
	経口維持加算（Ⅰ）	定員、人員基準に適合している。（看護師比率に係る部分等を除く。）	<input type="checkbox"/> 適合している	各検査結果 栄養ケア・経口移行・経口維持計画書(様式例)(緑987)	青1086 緑683
		入院患者の摂食・嚥下機能を医師の診断により適切に評価している。	<input type="checkbox"/> している		
		誤嚥等の発生した場合の管理体制を整備している。	<input type="checkbox"/> している		
		食形態の配慮など誤嚥防止のための適切な配慮をしている。	<input type="checkbox"/> している		
		他職種共同により実施するための体制を整備している。	<input type="checkbox"/> している		
		現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、水飲みテスト、頸部聴診法、造影撮影、内視鏡検査等により誤嚥が認められ、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示を受けた者である。	<input type="checkbox"/> 該当している		
		方「Ⅰ」以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議を行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている		
		継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理の方法等を示した経口維持計画の作成を行うとともに、必要な見直しを行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている		
		経口維持計画の作成及び見直しを行った場合、入院患者又はその家族に説明し、同意を得ている。	<input type="checkbox"/> 得ている		
		経口維持計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な栄養管理を行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている		
栄養管理に係る減算がされていない。	<input type="checkbox"/> 算定していない				
経口維持加算（Ⅱ）	協力歯科医療機関を定めている。	<input type="checkbox"/> 定めている			
	（Ⅰ）を算定している。	<input type="checkbox"/> 算定している			
	食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士のいずれか1名以上が加わり、多種多様な意見に基づく質の高い経口維持計画を策定している。（やむを得ない理由により、参加すべき者の参加が得られなかった場合、その結果を終了後速やかに情報共有している。）	<input type="checkbox"/> している			



届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈P
□	口腔衛生管理加算	定員、人員基準に適合している。(看護師比率に係る部分等を除く。)	<input type="checkbox"/> 適合している	口腔衛生管理加算 様式(実施計画)(青889)	青1088 緑695
		施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月2回以上行う場合に、その入院患者ごとに算定している。	<input type="checkbox"/> 算定している		
		同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入院患者又はその家族等に確認するとともに、当該加算について説明し、その提供に関する同意を得ている。	<input type="checkbox"/> 得ている		
		歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点(特に歯科衛生士が入院患者に対する口腔衛生の管理を行うに当たり配慮すべき事項)、口腔衛生の管理の内容、当該入院患者に係る口腔清掃等について介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項を記録を作成し、当該施設に提出している。	<input type="checkbox"/> している		
		当該施設は、当該口腔衛生管理に関する記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入院患者に対して提供している。	<input type="checkbox"/> している		
		歯科衛生士は介護職員から入院患者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入院患者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合、適切な歯科医療サービスが提供されるよう歯科医師及び施設への情報提供を行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている		
		訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月は、訪問歯科衛生指導料が3回以上算定された場合には算定できない。	<input type="checkbox"/> 算定していない		
□	療養食加算	疾病治療の直接手段としての、医師の発行する食事箋に基づいた適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供を行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている	療養食献立表	青1089 緑634,662
		定員、人員基準に適合している。(看護師比率に係る部分等を除く。)	<input type="checkbox"/> 適合している		
		食事の提供を管理栄養士又は栄養士が管理している。	<input type="checkbox"/> している		
		入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を提供している。	<input type="checkbox"/> している		
		1日につき3回を限度として算定している。	<input type="checkbox"/> 算定している		
		療養食の献立表を作成している。	<input type="checkbox"/> している		
□	在宅復帰支援機能加算	算定日が属する月の前6月間において当該施設から退院した者の総数のうち、当該期間内に退院し、在宅において介護を受けることとなったもの(入院期間が1月間を超えていた退院患者に限る。)の占める割合が100分の30を超えている。	<input type="checkbox"/> 該当している	介護状況を示す文書	青1091 緑696,683
		退院後30日以内に、当該施設の従業者が居宅を訪問すること、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退院患者の在宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録している。	<input type="checkbox"/> している		
		入院患者の家族との連絡調整を行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている		
		入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている。	<input type="checkbox"/> 行っている		
		算定根拠等の関係書類を整備している。	<input type="checkbox"/> している		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈P
併算定不可	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して専門的な認知症ケアを行っている。	<input type="checkbox"/> 該当している	勤務表等 診療録等	青1092 緑646
		入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当している		
		認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合にあっては、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。	<input type="checkbox"/> している		
		施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している	<input type="checkbox"/> している		
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して専門的な認知症ケアを行っている。	<input type="checkbox"/> 該当している		
		（Ⅰ）の算定要件に適合している。	<input type="checkbox"/> 適合している		
		認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施している。	<input type="checkbox"/> している		
		施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定している。	<input type="checkbox"/> している		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	在宅で療養を行っている要介護被保険者に「認知症の行動・心理症状」が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入院することが適当であると医師が判断した場合である。	<input type="checkbox"/> 該当している	診療録等 介護サービス計画	青1093	
	入院した日から起算して7日を限度として算定している。	<input type="checkbox"/> 算定している			
	介護支援専門員、受入れ施設の職員と連携し、入院患者又は家族の同意の上、入院している。	<input type="checkbox"/> している			
	医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始している。	<input type="checkbox"/> している			
	入院後速やかに退院に向けた施設サービス計画を策定し、当該入院患者の「認知症の行動・心理症状」が安定した際には速やかに在宅復帰が可能となるようにしている。	<input type="checkbox"/> している			
	病院、診療所に入院中の者、介護保険施設又は地域密着特養へ入院中又は入所中の者、短期入所生活介護等の利用中の者が直接当該施設へ入院した場合は算定できない。	<input type="checkbox"/> 算定していない			
	判断を行った医師は、診療録等に症状、判断の内容等を記録している。	<input type="checkbox"/> している			
	施設は、判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録している。	<input type="checkbox"/> している			
当該入院患者が入院前1月の間に当該施設に入院したことがない場合及び過去1月の間に当該加算（他サービスを含む）を算定したことがない場合に限り算定している。	<input type="checkbox"/> 算定している				
排せつ支援加算	排泄に介護を要する入院患者のうち身体機能の向上や環境の調整等により排泄に係る要介護状態を軽減できると医師、または適宜医師と連携した看護師が判断し、利用者もそれを希望する場合、多職種が排泄にかかるガイドライン等を参考として、排泄に介護を要する原因等についての分析、分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を実施している。	<input type="checkbox"/> している		青1094	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈P			
□	安全対策体制加算	安全管理体制未実施減算に該当していない。	<input type="checkbox"/> 該当しない		青1095 緑741 赤1115			
		安全対策担当者が安全対策に係る外部研修を受講している。	<input type="checkbox"/> している					
		施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している。	<input type="checkbox"/> している					
		入院初日に限り算定している。	<input type="checkbox"/> 算定している					
□ 併算定不可	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	次のいずれかに適合している。 (1)療養病棟の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上 (2)療養病棟の介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上	<input type="checkbox"/> 適合している	勤務表等 介護報酬明細書	青1096 緑696			
		提供する介護療養施設サービスの質の向上に資する取組を実施している。	<input type="checkbox"/> している					
		定員、人員基準に適合している。(看護師比率に係る部分等を除く。)	<input type="checkbox"/> 該当しない					
		前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出を行った月以降においても、直近3月の職員の割合につき、毎月確認し記録している。	<input type="checkbox"/> している					
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	療養病棟の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上 定員、人員基準に適合している。(看護師比率に係る部分等を除く。)	<input type="checkbox"/> 該当している <input type="checkbox"/> 適合している					
		前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出を行った月以降においても、直近3月の職員の割合につき、毎月確認し記録している。	<input type="checkbox"/> 確認している					
		サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	次のいずれかに適合している。 (1)療養病棟の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上 (2)療養病棟の看護、介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上 (3)介護療養施設サービスを入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数が7年以上の者の占める割合が100分の30以上 定員、人員基準に適合している。(看護師比率に係る部分等を除く。)			<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 適合している		
			前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出を行った月以降においても、直近3月の職員の割合につき、毎月確認し記録している。			<input type="checkbox"/> 確認している		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈P
□ 併算不可	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1)介護職員の賃金(退職手当を除く)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、加算算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> している	処遇改善加算計画書 処遇改善加算届出書 その他の書類	青1098 緑646,967
		(2)(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、知事に届け出ている。	<input type="checkbox"/> している		
		(3)加算算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営悪化等により事業の継続が困難な場合に、当該事業の継続を図るために賃金水準を見直したときは、その内容を知事に届け出ている。	<input type="checkbox"/> している		
		(4)事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告している。	<input type="checkbox"/> している		
		(5)算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。	<input type="checkbox"/> 処せられていない		
		(6)労働保険料の納付が適正に行っている。	<input type="checkbox"/> している		
		(7)-1介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む)を定めている。	<input type="checkbox"/> 定めている		
		(7)-2 (7)-1の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。	<input type="checkbox"/> している		
		(7)-3介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。	<input type="checkbox"/> している		
		(7)-4 (7)-3について、全ての介護職員に周知している。	<input type="checkbox"/> している		
		(7)-5介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期昇給を判定する仕組みを設けている。	<input type="checkbox"/> している		
		(7)-6 (7)-5の要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知している。	<input type="checkbox"/> している		
	(8)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している。	<input type="checkbox"/> している			
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1)(Ⅰ)の算定要件(1)～(6)、(7)-1～(7)-4、(8)に適合している。	<input type="checkbox"/> している			
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1)(Ⅰ)の算定要件(1)～(6)、(8)に適合している (2)次のいずれかに適合している。 (2)-1 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定め、書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。 (2)-2 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知している。	<input type="checkbox"/> している			

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈P
□ 併算不可	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が加算算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> している		青1098 緑649、967
		(1)-1 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上となっている。	<input type="checkbox"/> 該当している		
		※(1)-1を満たさない場合、計画書にその理由を記入している。	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> 上記を満たしている		
		(1)-2 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。	<input type="checkbox"/> 上回っている		
		(1)-3 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上である。(上回らない場合はその限りではない。)	<input type="checkbox"/> 該当している		
		(1)-4 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回っていない。	<input type="checkbox"/> 上回っていない		
		(2) 賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ている。	<input type="checkbox"/> している		
		(3) 加算算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営悪化等により事業の継続が困難な場合に、当該事業の継続を図るため職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直したときは、その内容を知事に届け出ている。	<input type="checkbox"/> している		
		(4) 事業年度ごとに職員の処遇改善に関する実績を知事に報告している。	<input type="checkbox"/> している		
		(5) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ている。	<input type="checkbox"/> している		
		(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定している。	<input type="checkbox"/> している		
		(7)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している。	<input type="checkbox"/> している		
	(8)(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している。	<input type="checkbox"/> している			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	経験・技能のある介護職員のうち1人は賃金改善に要する費用の見込額が月8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上となっていること	<input type="checkbox"/> 該当している			